



犯罪被害にあわれた方・ご遺族のみなさまへ

見舞金を支給します



殺人や傷害などの犯罪行為により亡くなられた方のご遺族、入院や就労の制限を受けるなど重傷病を負われた方の、被害後に直面する経済的な負担の軽減のため、見舞金を支給します。

※令和7年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象です。

見舞金の種類

見舞金の種類	支給対象者	金額
遺族見舞金	犯罪等によって亡くなった市民の遺族の方 ※遺族とは、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹のうち、第1順位に当たる方	30万円★
重傷病見舞金	犯罪等によって次に掲げるいずれかの重傷病を負った市民の方 ①医師の診断により、1か月以上の療養かつ3日以上入院を要する傷害または疾病 ②医師の診断により、1か月以上の療養かつ3日以上労務に服することができない程度の精神疾患 ※過失による犯罪等の被害の場合は、いずれも療養が3か月以上要する場合。	10万円

★既に重傷病見舞金を受給された場合は20万円となります。

支給対象者

犯罪等が行われた時点で、交野市に住民登録がある方

※やむを得ない理由(DV等)により住民登録がない場合は、市内在住の方

対象となる犯罪

日本国内または国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた、人の生命または身体を害する罪にあたる行為

※被害届を警察に提出することが困難である場合を除き、被害届が受理されている犯罪に限る

申請期限

★以下の①②のいずれかに該当すること。

①犯罪被害の発生を知った日から2年以内

②犯罪等による死亡・重傷病の被害が発生した日から7年以内

支給できない場合があります

★以下の①～④のいずれかに該当する場合。

①犯罪被害者と加害者との間に親族関係がある場合

②犯罪被害者本人に責められるべき理由や落ち度、過失がある場合

③犯罪被害者本人又は見舞金を受給しようとする者が、暴力団等と密接な関係がある場合

④見舞金を給付することが社会通念上適切でない認められる場合



見舞金についてのQ&A



対象となる「犯罪行為」は具体的にどのようなものですか。

主な行為として、殺人、強盗致傷、傷害、強制わいせつなどが想定されます。
※刑法第35条(正当行為)又は第36条第1項(正当防衛)の規定により罰せられない行為は除きます。なお、過失の場合は公的な補償を受け取ることができない場合に限りです。

交通事故は対象ですか。

交通事故は過失の場合は公的な補償(自動車損害賠償保障法が適用)を受けることができるため対象外です。ただし危険運転致死傷等、公的な補償を受け取ることができない場合は対象となります。

犯罪行為の事実はどのようにして確認するのですか。

申込者の同意に基づき、事件捜査を担当する警察署等に犯罪行為の認知(被害届の提出有無)に関する照会を行い、確認します。

遺族見舞金の支給対象となる遺族が複数いる場合はどうなりますか。

遺族見舞金は第1順位のご遺族に対して支給されます。

【遺族の範囲及び順位】※()内の数字は支給を受けられる遺族の順位

1 (1)配偶者(パートナーシップの関係にあった方を含む)

2 犯罪被害者の収入により生計を維持していた (2)子、(3)父母、(4)孫、(5)祖父母、(6)兄弟姉妹

3 2に該当しない (7)子、(8)父母、(9)孫、(10)祖父母、(11)兄弟姉妹

※父母など、第1順位のご遺族が複数人いる場合は、代表者を決定していただきます。

重傷病見舞金は代理での申請は可能ですか。

申請者となる犯罪被害者が年少者である、重傷病を負い意識不明の状態であるなど、やむを得ない理由により申請手続きができない場合は、親族等による代理申請が可能です。なお、見舞金の支給先(振込先口座の名義)は申請者本人のものに限られます。

申請してから見舞金が支給されるまで、どのくらいかかりますか。

おおむね1か月程度を見込んでいます。

※警察への情報照会等の期間は含みません。